

令和5年10月 随意契約一覧（建設工事等）

項番	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
1	9月21日 ()	福神橋保育園遊戯室空調設備交換工事	令和5年10月31日	有限会社下田電気商会	1,387,100	遊戯室の空調機が故障し冷風が出ないため、本来遊戯室で行っている午睡は各保育室に過密状態で行われ、保育活動（室内遊び等）は一部中止している状況であり、園の運営及び子どもの生活環境に支障が出ていることから、早急に空調設備を取り換える必要がある。 指定事業者は、平時から本施設空調設備及び電気設備の補修を行っており、既存の空調設備を詳細に把握しているため、最も迅速かつ確実な対応が可能である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	公共施設マネジメント推進課
2	10月5日	旧すみだ環境ふれあい館等複合施設 土壌詳細調査業務委託	令和6年1月31日	株式会社エオネックス	8,965,000	本業務は、先行して行われた土壌概況調査の成果に基づき、工事契約に要する詳細調査を行うものであり、これまでの業務委託で培った知見や指定事業者の技術力を継続活用することが求められる。したがって、本業務を限られた期間内に確実かつ効率的に進めることができるのは、「旧すみだ環境ふれあい館等複合施設土壌概況調査業務委託」の受託者である指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公共施設マネジメント推進課
3	10月31日	東向島児童館学童クラブ曳舟第二分 室トイレ改修工事	令和5年12月28日	樋田建設工業株式会社	10,835,000	本件について、希望型指名競争入札を行った結果、全者辞退により応札者がいなかった。 本工事は、別途行われる東向島児童館（所在地：省略）の改修工事期間中において、同児童館学童クラブ曳舟第二分室を一時移転先として利用するため実施するものである。 同児童館の一時移転は令和6年1月初旬に予定されており、同児童館利用者への影響を最小限に抑えるため令和5年内に工事を完了させる必要があることから、再度競争入札に付す日程的余裕がない。 そこで、当該入札参加事業者全4者に改めて交渉を行ったところ、指定事業者から、「協力事業者との再協議の結果、予定価格内での施工が可能になった」との意思表示があった。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	公共施設マネジメント推進課

緊急を要するため暫定契約を締結していたものについて、正式契約を締結したものの。